

# 基本計画

# 第1章 市民と築く「地域協働のまちづくり」

## 1. 情報公開体制・制度の充実

### 現状と課題

地域協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が共通認識をもてるよう、行政情報の公開・提供を積極的に行いながら、多様な住民参画・協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

本市では、これまで市議会、各種審議会・委員会などで市民の参画を促進するとともに、広報紙やホームページなどによる広報活動の充実、市長と語る会やアイデアポストなどによる広聴活動の充実を図ってきました。

南国市が進めてきたこれまでのまちづくりの実践を踏まえ、今後一層あらゆる分野で市民と行政とが一体となったまちづくりが活発に行われるよう、広報・広聴活動の充実や情報公開の推進をはじめ、市民や民間が積極的に参画・協働することができる環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めていきます。

### 主要な施策

#### (1) 広報活動の充実

広報紙等の各種定期発行情報紙の紙面の充実に努めます。

各分野にわたるまちづくりの具体的内容を市民及び市外に広報・PRするため、「市勢要覧」を発行します。

ホームページを充実させ、幅広い行政情報の提供と情報伝達の迅速化を図ります。また、携帯電話の機能を活用した情報配信等についても検討していきます。

#### (2) 広聴活動の充実

「市長と語る会」や「アイデアポスト」等による広聴活動の充実を図り、幅広い立場の市民がまちづくりに参加できる体制づくりを推進します。

パソコンや携帯電話のメール機能など双方向性のある新しいメディアを活用した広聴体制の整備充実に努めます。

### (3) 情報公開の推進

公正で開かれた市政を推進するため、公文書の目録整備など文書管理システムの充実を進めつつ、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、政策決定プロセスを含めた情報公開を推進します。

## 2. 市民参画・地域協働体制の確立と推進

### 現状と課題

明るく住みよい地域社会は住民の自発性、主体性のもと、地域住民自らの手で築かれるものです。本市では「市民自治によるまちづくり」を最終目標にして、その実現のために「協働」という手法を用い、その手段として市民参画、情報の共有化、また、さまざまな市民活動への支援等を行います。

そのためには、まず協働への理解を深めることが必要で、協働に対する啓発、意識づくりを行うとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深めるために、市民と情報を共有できる体制を整備していく必要があります。また、市民に深くかかわる行政施策等について、施策の立案から実行のそれぞれの段階で、市政運営のパートナーとして市民、コミュニティ組織等に自発的、積極的な行政各分野へ市民参画を求めるとともに、市民意見や要望を市政に反映するための制度を構築する必要があります。

このため、次のような施策を進めていきます。

### 主要な施策

#### (1) 審議会等委員の公募

付属機関等の透明性を高めるとともに、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解を深めるために、付属機関等の委員の公募の推進を図ります。

#### (2) 協働推進に関する指針の策定

市民活動団体、ボランティア、NPO等と行政とが自立して対等な協働関係が築けるよう、協働推進に関する総合的な指針を策定します。

#### (3) 協働推進に関する市民と行政の協議機関等の設立

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、これまで実施してきた「あったか南国市」づくりについて市長と語る会等を拡充し、市民と行政が定期的に協議する組織を確立するなど、総合的な指針に基づき地域協働の制度の確立を図ります。

#### (4) まちづくりに関する学習機会の提供

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習活動等を通じて行財政やまちづくりの仕組みなどに関する学習機会の提供を図り、市民の参画・協働への気運の醸成と知識の向上を促進します。

#### (5) 多様な分野における市民及び民間の参画・協働の促進

行政計画策定等への参画・協働として計画策定審議委員等の一般公募、ワークショップによる地区計画の策定、パブリックコメントの導入などを進め、各種行政計画の策定・実施・点検・見直し、行政評価等への住民参画・協働を促進します。

文化行事やイベントの企画・運営等への市民の参画・協働を促進するとともに、民間への事務事業の委託並びにPFIや指定管理者制度の導入など公共施設の整備・管理等への市民及び民間の参画・協働を促進します。

### 3. 地域活動・コミュニティ活動の充実

#### 現状と課題

本市では平成14年の高知国体で市内17カ所で国体協力会が組織され、その活動と交流をそのまま引き継ぐ形で地域活性化自治活動団体が発足しました。市もその組織化と財政の支援を行うとともに、連携・協働関係を築くために、平成15年3月に「地域活性化のための自治活動団体の育成に関する条例」を制定し、地域活動と地域交流を促進するとともに、地域の課題解決能力や魅力の向上のために、住民が主体的に活動することができる環境づくりを進めることとしました。初年度である平成15年度は17地区のうち13地区で事業がスタートし、翌16年度から全ての地区で事業を行っています。

課題としては、地域活動団体と行政との協働のまちづくりを進めていくうえにおいて、まず、市民が担う領域、共に協働する領域、行政が担う領域を明らかにしていくことが必要です。また、地域活動団体と行政とが自立して独自性を発揮し、対等な協働関係を築けるようにするため、現在行っている地域活性化自治活動団体への財政支援の効果的な配分など、社会環境の整備が必要です。

このため、次のような施策を進めていきます。

#### 主要な施策

##### (1) 地域活動・コミュニティ活動を支援するための情報の積極的な提供

協働の推進に関する相談・情報提供機能を充実し、地域活動団体と行政との協働事業の円滑な推進を図ります。

##### (2) 活動の側面支援の充実

多様な地域活動を有機的に組織化できるよう、ITを活用した情報のやりとりやネットワークづくりを支援するとともに各地区での多様な交流や活動の核となる場の確保とその機能の充実を進めます。

### (3) 地域活性化自治活動団体への活動支援と連携促進

地域活性化自治活動団体への財政支援と活動連携の促進を図ります。

### (4) 住民の主体的な参画による地域単位のまちづくり推進

地域活動団体について、その団体の自主性を尊重しながら、行政の支援のあり方を検討し、段階的に自立化を促進します。

退職後の団塊の世代の地域社会における積極的な地域活動への参画を図ります。

### (5) コミュニティリーダーの育成

人材育成のための情報提供、県等が行う各種講座への参加支援など学習機会の拡充、人的支援の強化などを通じ、コミュニティリーダーの育成に努めます。

## 4. ボランティア活動・NPO活動の充実

### 現状と課題

近年、行政だけでは対応しきれない課題が増加していることから、福祉分野やまちおこしイベントへのボランティア活動にとどまらず防災や環境、生涯学習等の多様な分野でのボランティア活動・NPO活動が重用視されてきています。

このように、ボランティア活動、NPO活動は社会サービスの新たな担い手として、市民生活上の課題を解決する上で重要な役割を果たすことが期待されていますが、行政とボランティア・NPO双方について協働への理解がまだ十分に深まっておらず、今後、双方について意識改革のための啓発や意識づくりが必要です。

行政としては、現在の制度やシステムを協働に適応したものに改善していくとともに、協働事業の検討や、補助金の見直しなどについて、総合的かつ効果的に推進することが求められています。

このため、次のような施策を進めていきます。

### 主要な施策

#### (1) 協働事業の進め方に関する指針等の策定

ボランティア、NPO市民活動と行政との協働のあり方や業務委託などの協働事業の進め方を検討します。

#### (2) 全市的なボランティア・NPOネットワークの形成

社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携を図って、全市的なボランティア・NPOセンター機能の確立に努めます。

福祉分野のみならず生涯学習・スポーツ・交流・防災・環境等の幅広い分野の団体等とのネットワークを組み、多様な分野でボランティア・NPO活動の推進をめざします。



### (3) ボランティア・NPOの育成と活動の普及

ボランティアやNPOに関する各種研修会の開催や情報の提供、さらには支援制度の確立などを進めてボランティア・NPOの育成と活動の普及に努めます。さまざまな分野のボランティア活動成果の発表の場として、ボランティアフォーラム等を開催していきます。

## 5. 人権対策・男女共同参画対策の推進

### 現状と課題

本市ではこれまでに平和で差別のない人権尊重の社会を築くため、スマイリーハート人権講座や人権カレンダーの作成、人権パネル展などを実施し、社会啓発を推進してきました。同時に、学校教育等を通して、一人ひとりを大切にする児童生徒の育成に取り組んでいるところです。人権教育は生涯学習の視点に立って、学校教育・社会教育及び家庭教育相互の連携を図りながら、長期的展望に立って取り組みを進めていかなければなりません。

一方、近年における女性を取り巻く社会環境の変化を背景として、女性の職場や地域活動など社会のあらゆる分野への参加が一層活発化しており、市民生活の向上や経済社会の発展に対する女性の役割が重要視されています。

本市では、これまでに「なんこく男女共生かがやきプラン」を策定し、これに基づき学習会の実施や情報誌「ハーモニー」の発行などを実施していますが、今後とも女性の社会参画の増大に対応する社会的条件整備や環境整備が必要となっています。

このような背景を踏まえ、今後、次のような施策を進めていきます。

### 主要な施策

#### (1) さまざまな人権課題に対する正しい理解と認識のための教育・啓発の実施

人権尊重の社会づくりをめざし、多世代交流による体験学習等の効果的な教育・啓発を実施します。

子ども達が健やかにたくましく育まれる環境づくりを家庭・地域において推進していくとともに、学校においても体罰やいじめ問題をはじめとする児童・生徒の人権を否定する行為を根絶し、人権尊重の精神の高揚を図る取り組みを推進していきます。

人権週間や部落差別をなくす旬間など、時期を捉えて人権パネル展の開催など広報や啓発活動の推進に努めます。

人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携しながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。

## (2) 男女共同参画社会づくりの推進

「なんこく男女共生かがやきプラン」の効果的な推進を行うため、情報誌「ハーモニー」の発行の充実を図るとともに、プラン推進懇話会を中心に学校や地域での出前講座等プラン推進活動に取り組みます。

各種審議会、委員会等の女性委員0の解消を実現するため、均等登用条例に基づき、すべての審議会、委員会等は女性委員も参加して組織するとともに、登用人材育成のため、女性自身の意識改革や女性団体等への積極的な働きかけを行います。

就業条件の向上や、子育て支援・在宅介護支援の充実など、女性が社会参加しやすい環境の整備を、福祉・保健・産業など関係分野との協力のもとに促進します。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)への対策、セクシャル・ハラスメントやストーカー行為等、人権を侵害し、尊厳を冒すものなど、女性に対する差別や暴力が根絶され、女性が一人の人間として尊重されるような社会環境づくりを支援し、特にそのための広報・啓発活動を強化します。

### 成果指標

指標の名称	単位	平成17年度 (実績)	平成27年度 (目標)
審議会・委員会等の女性委員在籍率	%	80.7	100.0